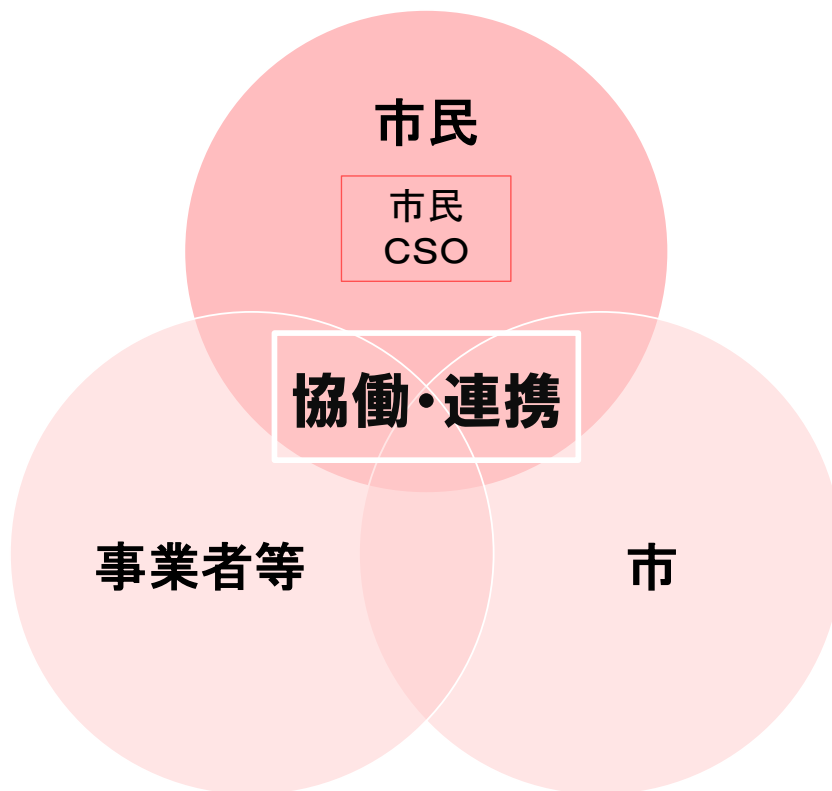


第4章 協働と連携

1. 市民及び事業者等との協働と連携

男女共同参画社会の実現を目指し、このプランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、行政、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たすことが求められます。

そのためには、事業者や自主活動を行う市民団体・グループ等を支援し、連携を図ることで本プランの効果的な施策の推進に努めます。



2. 国・県等との連携

男女共同参画に関する動向を的確に把握し、効果的な施策の推進を図っていくため、国・県等との連携に努めます。